

め、同号もを同号ゆとし、同号め中「報告」を「報告又は協力」に改め、同号めを
同号やとし、同号中むをもとし、つからみまでをとからめまでとし、同号ち中「協
力」を「報告又は協力」に改め、同号ちを同号てとし、同号た中「報告」を「報告
又は協力」に改め、同号たを同号つとし、同号中そをちとし、オからせまでをキか
らたまでとし、同号エの次に次のように加える。

オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第8項の
規定により質問又は必要な調査に応ずべきことを命ずること。

カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第10項及
び第11項の規定により書面による通知又は書面の交付を行うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部
を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月12日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第3号

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行
規則の一部を改正する規則

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成
11年富山県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（質問又は調査）

第1条の2 法第15条第8項の規定による命令は、感染症の予防及び感染症の患者
に対する医療に関する法律第15条第8項の規定に基づく命令書（様式第1号）に
より行うものとする。

第2条第1項中「（様式第1号）」を「（様式第1号の2）」に改める。

第13条の2に次の1項を加える。

2 県は、前項ただし書に定めるもののほか、法第26条第2項において読み替えて準用する法第19条若しくは第20条又は第46条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者が法第44条の3第2項又は第50条の2第2項の規定による協力の求めに応じない者であるときは、前項本文の規定にかかわらず、医療費の全部又は一部の負担をすることを要しない。

第14条各号列記以外の部分中「第20条第2項第2号」を「第20条第2項第3号」に改め、同条第2号中「配偶者又は」の次に「当該患者と生計を一にする」を加え、「第20条」を「若しくは第20条」に改める。

第14条の2第1項中「第13条の2に掲げる者」を「第13条の2第1項ただし書に掲げる者（同条第2項に規定する協力の求めに応じない患者を除く。）」に改める。

第14条の4第1項中「第13条の2ただし書」を「第13条の2第1項ただし書及び第2項」に改め、同条第2項中「第13条の2」を「第13条の2第1項ただし書」に、「医療費」を「同項ただし書及び同条第2項の規定にかかわらず、医療費」に改める。

第16条中「第44条の3第1項」及び「第50条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加える。

第17条中「第44条の3第2項又は第50条の2第2項」を「第44条の3第1項若しくは第2項又は第50条の2第1項若しくは第2項」に改める。

様式第1号を様式第1号の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第1号（第1条の2関係）

第 号
年 月 日

殿

富山県 厚生センター所長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第8
項の規定に基づく命令書感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）
第15条第8項の規定により、質問又は調査に応ずべきことを命じます。

感染症の名称	
命令をする理由	
命令の年月日	年 月 日

備考 この命令を受けた者が、法第15条第1項若しくは第2項の規定による当該職員の質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなくこれらの規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、法第81条の規定により30万円以下の過料に処されます。

教示

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第5号中「第19条第1項（同法）を「（以下「法」という。）第19条第1項（法）に改め、同様式の備考の2中「1類感染症」を「法第22条（法第26条において準用する場合を含む。）の規定により、1類感染症」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 4 入院の期間中に逃げたときは、法第80条の規定により50万円以下の過料に処されます。

様式第6号中「第19条第3項」を「（以下「法」という。）第19条第3項」に、「同法」を「法」に改め、同様式の備考の1中「1類感染症」を「法第22条（法第26条において準用する場合を含む。）の規定により、1類感染症」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 3 入院の期間中に逃げたとき又は正当な理由がなく入院すべき期間の始期までに入院しなかったときは、法第80条の規定により50万円以下の過料に処されます。

様式第7号中「第20条第1項（同法）を「（以下「法」という。）第20条第1項（法）に改め、同様式の備考の2中「1類感染症」を「法第22条（法第26条において準用する場合を含む。）の規定により1類感染症」に、「、新感染症」を「が確認されれば、法第48条の規定により新感染症」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 4 入院の期間中に逃げたときは、法第80条の規定により50万円以下の過料に処されます。

様式第8号中「第20条第2項」を「（以下「法」という。）第20条第2項」に、「同法」を「法」に改め、同様式の備考の1中「1類感染症」を「法第22条（法第26条において準用する場合を含む。）の規定により1類感染症」に、「、新感染症」を「が確認されれば、法第48条の規定により新感染症」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 3 入院の期間中に逃げたとき又は正当な理由がなく入院すべき期間の始期までに入院しなかったときは、法第80条の規定により50万円以下の過料に処されます。

様式第9号中「第20条第4項（同法）を「（以下「法」という。）第20条第4項

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 舟見入膳線	下新川郡入善町青島 550 番から	変更前		最大 7.1 最小 6.0	30.4	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町青島 550 番まで	変更後		最大 7.1 最小 7.1	30.4	
国道 472号	富山市八尾町石戸 587番 2から	変更前		最大 7.2 最小 6.7	111.4	富山土木 センター
	富山市八尾町石戸 592番 2まで	変更後		最大 7.8 最小 7.3	111.4	
国道 415号	高岡市太田字岩崎5295番 17から	変更前		最大 19.7 最小 8.3	127.4	高岡土木 センター
	高岡市太田字岩崎5297番 8まで	変更後		最大 21.4 最小 14.3	127.4	
県道 太閤山戸破線	射水市太閤山一丁目 109 番2地先から	変更前		最大 10.5 最小 8.8	142.0	高岡土木 センター
	射水市戸破字加茂1689番 地先まで	変更後		最大 10.9 最小 9.7	142.0	
主要地方道 万尾脇方線	氷見市白川 392番1から	変更前	A	最大 10.3 最小 7.2	151.7	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
	氷見市白川 356番まで	変更後	A	最大 10.3 最小 7.2	151.7	

			B	最大 13.4 最小 9.6	160.7	
主要地方道 利賀河合線	南砺市利賀村岩渕字松木 平29番4から	変更前		最大 27.4 最小 11.7	86.6	砺波土木 センター
	南砺市利賀村岩渕字松木 平42番2まで	変更後		最大 27.4 最小 14.1	86.6	

富山県告示第106号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月12日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 舟見入膳線	下新川郡入善町青島 550番から 下新川郡入善町青島 550番まで	令和3年3月12日	新川土木 センター 入善土木 事務所
国道 472号	富山市八尾町石戸 587番2から 富山市八尾町石戸 592番2まで	令和3年3月12日	富山土木 センター
県道 太閤山戸破線	射水市太閤山一丁目 109番2地先から 射水市戸破字加茂1689番地先まで	令和3年3月12日	高岡土木 センター

主要地方道 利賀河合線	南砺市利賀村岩渕字松木平29番4から 南砺市利賀村岩渕字松木平42番2まで	令和3年3月12日	砺波土木センター
県道 金沢井波線	南砺市田中84番3から 南砺市田中31番17まで	令和3年3月12日	砺波土木センター

富山県告示第107号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和3年3月12日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
行動援護	令和3年3月31日	1610500140	社会福祉法人野の草会	氷見市鞍川1855番地	こもれびの里行動援護事業所	氷見市鞍川1855番地

富山県告示第108号

地籍調査の成果の認証について

富山市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和3年3月12日

富山県知事 新 田 八 朗

1 調査を行った者の名称

富山市

- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から
平成28年3月22日まで
- 3 成果の名称
富山市大字山田宿坊の一部（山田沢連（7）地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
富山市大字山田宿坊の一部（山田沢連（7）地区）
- 5 認証年月日
令和3年3月3日

富山県告示第109号

地籍調査の成果の認証について

南砺市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和3年3月12日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 調査を行った者の名称
南砺市
- 2 調査を行った時期
南砺市大字上中田、田下の一部（上中田・田下Ⅰ）
平成22年11月16日から
平成26年3月28日まで
南砺市大字上中田、田下の一部（上中田・田下Ⅱ）
平成24年4月16日から
平成27年3月23日まで
- 3 成果の名称
南砺市大字上中田、田下の一部（上中田・田下Ⅰ）の地籍図及び地籍簿
南砺市大字上中田、田下の一部（上中田・田下Ⅱ）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

に、「年令」を「年齢」に改める。

様式第2号中

「富山県知事 殿
 所管部局・室（課）長 氏 名 印 を
 「注」本書添付書共、それぞれ2通提出のこと。」

「富山県知事 殿
 所管部局・室（課）長 氏 名 」に、

「 年 月 日

調 整 者

所管部局・室（課）長 氏 名 印
 「注」1 項目については、なるべく詳細に記入すること。」

を

「「注」1 項目については、なるべく詳細に記入すること。」

に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(人 事 課)

富山県職員き章に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和3年3月12日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第2号

本 庁

出先機関

富山県職員き章に関する規程の一部を改正する訓令

富山県職員き章に関する規程（昭和36年富山県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「印」を削り、「き損) しました」を「毀損) しました」に、「紛失 (き損) き章番号」を「紛失 (毀損) き章番号」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(人 事 課)

富山県事務引継規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

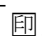

令和3年3月12日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第3号

本 庁
出先機関

富山県事務引継規程の一部を改正する訓令

富山県事務引継規程（昭和42年富山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。
別記様式中「上記のとおり事務の引継ぎを終えたので、ここに署名押印する。」、「」及び「」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(人 事 課)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

大規模小売店舗立地法による意見書の概要について

令和2年10月26日付けで公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので、同条第3項の規定により公告し、当該意見書を縦覧に供する。

令和3年3月12日

富山県知事 新 田 八 朗

